

群馬県立女子大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号。以下「大学院学則」という。）第38条に規定する科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 科目等履修生として志願できる者は、大学院学則第28条の各号のいずれかに該当する者とする。

(履修開始時期)

第3条 科目等履修生の履修開始時期は、学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。ただし、引き続き科目等履修生を志願する者については、第2号及び第3号を省略できる。

- (1) 科目等履修願（別記様式1）
- (2) 履歴書（別記様式2）
- (3) 最終出身校の卒業証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 科目等履修生の出願期間は、別に定める。

(履修許可)

第5条 履修の許可は、学長が研究科委員会の意見を聴いた上で行う。

(授業料)

第6条 履修を許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第7条 履修の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いた上でその期間の延長を許可することができる。

(履修単位)

第8条 科目等履修生は、授業科目を1年間に12単位まで履修することができる。

(単位の授与)

第9条 大学院学則第12条及び第13条に基づき、学修の評価を受けて合格した科目等履修

生には、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生の申し出に基づき、修得単位、成績及び履修期間等について所定の証明書を交付する。

(許可の取消)

第11条 学長は、科目等履修生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により、履修を続ける見込みがなくなったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生について準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院科目等履修生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。